

令和 6 年 12 月 2 日

第 4 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第65号	令和6年度大垣市一般会計補正予算(第6号)
議第66号	令和6年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)
議第67号	令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
議第68号	大垣市立認定こども園設置条例の制定について
議第69号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第70号	大垣市監査委員条例等の一部改正について
議第71号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第72号	大垣市立幼稚園条例の一部改正について
議第73号	大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議第74号	大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
議第75号	大垣市都市公園条例の一部改正について
議第76号	負担付きの寄附の受納について
議第77号	指定管理者の指定について
議第78号	指定管理者の指定について
議第79号	指定管理者の指定について
議第80号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第81号	市道路線の認定について
議第82号	市道路線の廃止について
報第13号	専決処分の報告並びにその承認について
報第14号	専決処分の報告並びにその承認について
報第15号	専決処分の報告について
報第16号	専決処分の報告について

議第65号

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第6号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,365,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		8,381,360	108,900	8,490,260
	1. 国 庫 負 担 金	6,515,976	107,300	6,623,276
	2. 国 庫 補 助 金	1,832,333	1,600	1,833,933
16. 県 支 出 金		4,736,790	20,200	4,756,990
	1. 県 負 担 金	2,869,477	20,200	2,889,677
20. 繰 越 金		2,043,700	417,300	2,461,000
	1. 繰 越 金	2,043,700	417,300	2,461,000
22. 市 債		3,466,900	8,600	3,475,500
	1. 市 債	3,466,900	8,600	3,475,500
歳 入 合 計		65,810,000	555,000	66,365,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		363,780	1,480	365,260
	1. 議 会 費	363,780	1,480	365,260
2. 総 務 費		7,197,250	78,290	7,275,540
	1. 総 務 管 理 費	5,310,690	83,670	5,394,360
	2. 市 民 活 動 費	674,720	△2,020	672,700
	3. 徴 税 費	721,220	△5,300	715,920
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	287,340	△1,680	285,660
	5. 選 挙 費	130,300	1,340	131,640
	6. 統 計 調 査 費	31,990	1,420	33,410
	7. 監 査 委 員 費	39,390	860	40,250
3. 民 生 費		25,727,540	252,510	25,980,050
	1. 社 会 福 祉 費	6,273,200	12,240	6,285,440
	2. 老 人 福 祉 費	3,158,000	28,310	3,186,310
	3. 児 童 福 祉 費	10,639,790	110,370	10,750,160
	4. 生 活 保 護 費	1,607,990	101,590	1,709,580
4. 衛 生 費		4,945,520	30,430	4,975,950
	1. 保 健 衛 生 費	2,240,670	16,010	2,256,680
	2. 清 掃 費	2,704,850	14,420	2,719,270
6. 農 林 水 産 業 費		933,670	17,240	950,910
	1. 農 業 費	250,950	10,010	260,960
	2. 畜 産 業 費	9,190	690	9,880
	4. 土 地 改 良 費	540,050	6,540	546,590
7. 商 工 費		2,357,940	△13,360	2,344,580

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1. 商 工 費	2,308,240	△13,360	2,294,880
8. 土 木 費		6,274,110	89,030	6,363,140
	1. 土 木 管 理 費	250,850	△1,030	249,820
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,744,980	△13,400	1,731,580
	3. 河 川 水 路 費	1,094,630	2,960	1,097,590
	4. 都 市 計 画 費	2,530,980	98,190	2,629,170
	5. 住 宅 費	623,220	2,310	625,530
9. 消 防 費		1,811,610	△2,770	1,808,840
	1. 消 防 費	1,811,610	△2,770	1,808,840
10. 教 育 費		7,972,900	83,150	8,056,050
	1. 教 育 総 務 費	977,670	15,080	992,750
	4. 幼 稚 園 費	490,300	△13,850	476,450
	5. 社 会 教 育 費	2,437,530	52,370	2,489,900
	6. 保 健 体 育 費	1,922,920	29,550	1,952,470
13. 災 害 復 旧 費		26,000	19,000	45,000
	1. 災 害 復 旧 費	26,000	19,000	45,000
歳 出	合 計	65,810,000	555,000	66,365,000

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
南 こ ど も 園 建 設 事 業	令和7年度～令和9年度	1,100,000
職 業 訓 練 セ ン タ ー 管 理 委 託	令和7年度～令和9年度	29,000
中 学 校 指 導 用 教 科 書 等 整 備 事 業	令 和 7 年 度	49,500
青 年 の 家 管 理 委 託	令和7年度～令和11年度	122,000
道 路 橋 り ょ う 災 害 復 旧 事 業	令 和 7 年 度	60,000
河 川 水 路 災 害 復 旧 事 業	令 和 7 年 度	17,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土木施設災害復旧事業	23,500	32,100
計	3,466,900	3,475,500

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	6,465,977	107,300	6,573,277	2. 児童福祉費	40,400	累 計 3,598,170
						障害児通所支援給付費 35,400
						児童発達支援給付費 29,200×1/2 14,600
						放課後等デイサービス給付費 41,600×1/2 20,800
						障害児相談支援給付費 5,000
						10,000×1/2
				3. 生活保護費	66,900	累 計 1,050,822
						生活保護扶助費 89,200×3/4
計	6,515,976	107,300	6,623,276			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛生費国庫補助金	88,436	400	88,836	1. 保健衛生費	400	累 計 88,586
						1 か月児健康診査支援事業費 800×1/2
6. 災害復旧費国庫補助金	-	1,200	1,200	1. 災害復旧費	1,200	土木施設災害復旧費
						1,800×2/3
計	1,832,333	1,600	1,833,933			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費県負担金	2,858,189	20,200	2,878,389	3. 児童福祉費	20,200	累 計 1,204,205
						障害児通所支援給付費 17,700
						児童発達支援給付費 29,200×1/4 7,300
						放課後等デイサービス給付費 41,600×1/4 10,400
						障害児相談支援給付費 2,500
						10,000×1/4
計	2,869,477	20,200	2,889,677			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	2,043,700	417,300	2,461,000	1. 繰越金	417,300	
計	2,043,700	417,300	2,461,000			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10. 災害復旧債	23,500	8,600	32,100	1. 災害復旧債	8,600	土木施設災害復旧事業債
計	3,466,900	8,600	3,475,500			

2 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 議 会 費	363,780	1,480	365,260	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,480	1. 報 酬	1,480	累 計 214,970
計	363,780	1,480	365,260	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,480			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	926,340	21,680	948,020	国県支出金 - 地方債 - その他 -	21,680	2. 給 料	15,950	累 計 225,490
						3. 職員手当等	10,970	累 計 342,040
						4. 共 済 費	△5,240	累 計 254,880
2. 行政管理費	135,350	10,040	145,390	国県支出金 - 地方債 - その他 -	10,040	1. 報 酬	930	累 計 3,334
						2. 給 料	3,090	累 計 44,760
						3. 職員手当等	4,410	累 計 27,060
						4. 共 済 費	1,610	累 計 14,410
3. 人事管理費	127,420	7,680	135,100	国県支出金 - 地方債 - その他 -	7,680	2. 給 料	2,460	累 計 43,910
						3. 職員手当等	4,580	累 計 33,160
						4. 共 済 費	640	累 計 16,330

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4. 財産管理費	499,960	△2,100	497,860	国県支出金	△2,100	1. 報 酬	1,710	累 計 11,960
				地方債		2. 給 料	△2,180	累 計 64,320
				その他		3. 職員手当等	△90	累 計 44,350
						4. 共 済 費	△1,540	累 計 21,840
5. 電算管理費	487,620	2,490	490,110	国県支出金	2,490	2. 給 料	590	累 計 15,470
				地方債		3. 職員手当等	1,330	累 計 11,010
				その他		4. 共 済 費	570	累 計 5,470
6. 広 報 費	138,260	6,710	144,970	国県支出金	6,710	1. 報 酬	100	累 計 2,960
				地方債		2. 給 料	1,050	累 計 22,980
				その他		3. 職員手当等	4,590	累 計 18,400
						4. 共 済 費	970	累 計 8,630
7. 企 画 費	702,680	22,420	725,100	国県支出金	22,420	2. 給 料	6,960	累 計 61,770
				地方債		3. 職員手当等	12,040	累 計 47,630
				その他		4. 共 済 費	3,420	累 計 22,680
9. 情報化推進費	111,500	1,340	112,840	国県支出金	1,340	1. 報 酬	240	累 計 1,310
				地方債		3. 職員手当等	1,070	累 計 15,820
				その他		4. 共 済 費	30	累 計 8,360
11. 上石津地域事務所費	249,310	△11,530	237,780	国県支出金	△11,530	1. 報 酬	2,860	累 計 22,130
				地方債		2. 給 料	△11,170	累 計 81,260
				その他		4. 共 済 費	△3,220	累 計 27,160

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
12. 墨俣地域事務所費	113,280	4,950	118,230	国県支出金	4,950	1. 報酬	△1,060	累計 1,900
				地方債		2. 給料	4,810	累計 50,430
				その他		3. 職員手当等	440	累計 26,520
						4. 共済費	760	累計 14,720
16. 防災費	205,860	9,420	215,280	国県支出金	9,420	1. 報酬	160	累計 6,100
				地方債		2. 給料	6,900	累計 43,440
				その他		3. 職員手当等	△480	累計 33,190
						4. 共済費	2,840	累計 16,040
17. 防犯・交通安全費	58,310	10,570	68,880	国県支出金	10,570	1. 報酬	△1,180	累計 7,694
				地方債		2. 給料	7,620	累計 20,370
				その他		3. 職員手当等	3,320	累計 11,700
						4. 共済費	810	累計 5,050
計	5,310,690	83,670	5,394,360	国県支出金	83,670			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 市民活動推進費	130,690	△4,660	126,030	国県支出金	△4,660	2. 給料	△2,410	累計 44,000
				地方債		3. 職員手当等	△1,310	累計 29,590
				その他		4. 共済費	△940	累計 15,320

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 広 聴 費	39,640	1,540	41,180	国県支出金	1,540	2. 給 料	△160	累 計 14,700
				地方債		3. 職員手当等	1,280	累 計 11,060
				その他		4. 共 済 費	420	累 計 5,720
				-				
4. 男女共同参画推進費	36,680	1,100	37,780	国県支出金	1,100	1. 報 酬	60	累 計 2,973
				地方債		2. 給 料	270	累 計 13,290
				その他		3. 職員手当等	610	累 計 9,390
				-		4. 共 済 費	160	累 計 4,560
計	674,720	△2,020	672,700	国県支出金	△2,020			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 税務総務費	430,720	6,680	437,400	国県支出金	6,680	1. 報 酬	110	累 計 9,092
				地方債		2. 給 料	1,080	累 計 140,360
				その他		3. 職員手当等	5,630	累 計 92,070
				-		4. 共 済 費	△140	累 計 45,430
2. 賦課徴収費	290,500	△11,980	278,520	国県支出金	△11,980	1. 報 酬	110	累 計 5,450
				地方債		2. 給 料	△7,200	累 計 60,070
				その他		3. 職員手当等	△2,080	累 計 40,780
				-		4. 共 済 費	△2,810	累 計 20,360

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
計	721,220	△5,300	715,920	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△5,300			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 戸籍住民基本台帳費	287,340	△1,680	285,660	国県支出金	△1,680	1. 報 酬	670	累 計 31,300
				- 地方債		2. 給 料	△3,170	累 計 88,500
				- その他		3. 職員手当等	2,520	累 計 57,920
				-		4. 共 済 費	△1,700	累 計 28,790
計	287,340	△1,680	285,660	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,680			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 選挙管理委員会費	25,800	1,340	27,140	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,340	3. 職員手当等	1,340	累 計 8,590
計	130,300	1,340	131,640	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,340			

(款) 2. 総務費

(項) 6. 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 統計調査総務費	17,710	1,420	19,130	国県支出金	1,420	2. 給 料	180	累 計 8,580
				地方債		3. 職員手当等	1,130	累 計 7,120
				その他		4. 共 済 費	110	累 計 2,950
計	31,990	1,420	33,410	国県支出金	1,420			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 7. 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 監査委員費	39,390	860	40,250	国県支出金	860	2. 給 料	140	累 計 18,670
				地方債		3. 職員手当等	570	累 計 11,870
				その他		4. 共 済 費	150	累 計 6,460
計	39,390	860	40,250	国県支出金	860			
				地方債				
				その他				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 社会福祉総務費	434,440	14,830	449,270	国県支出金	14,830	2. 給 料	4,330	累 計 73,570
				地方債		3. 職員手当等	8,570	累 計 53,160
				その他		4. 共 済 費	1,930	累 計 26,060

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 障害者福祉費	3,798,700	△2,590	3,796,110	国県支出金	△2,590	1. 報酬	200	累計 10,753
				地方債		2. 給料	△2,420	累計 52,850
				その他		3. 職員手当等	250	累計 35,990
						4. 共済費	△620	累計 17,360
計	6,273,200	12,240	6,285,440	国県支出金	12,240			
				地方債				
				その他				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 老人福祉推進費	828,590	21,720	850,310	国県支出金	21,720	1. 報酬	100	累計 5,116
				地方債		2. 給料	8,360	累計 51,800
				その他		3. 職員手当等	9,970	累計 38,610
						4. 共済費	3,290	累計 18,000
2. 地域支援事業費	168,020	△2,670	165,350	国県支出金	△2,670	2. 給料	△2,110	累計 11,400
				地方債		4. 共済費	△560	累計 4,330
				その他				
3. 老人医療費	281,200	9,260	290,460	国県支出金	9,260	1. 報酬	200	累計 5,280
				地方債		2. 給料	3,500	累計 19,690
				その他		3. 職員手当等	4,130	累計 17,290
						4. 共済費	1,430	累計 7,630

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
計	3,158,000	28,310	3,186,310	国県支出金 - 地方債 - その他 -	28,310			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 子育て支援費	264,450	29,160	293,610	国県支出金	29,160	2. 給 料	7,030	累 計 55,030
				-		3. 職員手当等	18,420	累 計 49,690
				地方債		4. 共 済 費	3,710	累 計 19,680
				-				
2. 子育て総合支援センター費	182,190	△5,800	176,390	国県支出金	△5,800	1. 報 酬	300	累 計 14,280
				-		2. 給 料	△3,130	累 計 31,190
				地方債		3. 職員手当等	△1,890	累 計 19,830
				-		4. 共 済 費	△1,080	累 計 10,390
3. 児童発達支援費	826,440	80,800	907,240	国県支出金 60,600	20,200	19. 扶 助 費	80,800	累 計 833,120
				地方債				児童発達支援給付費 29,200
				-				放課後等デイサービス給付費 41,600
				その他				障害児相談支援給付費 10,000
4. 児童手当費	2,658,100	△490	2,657,610	国県支出金	△490	1. 報 酬	30	累 計 2,430
				-		2. 給 料	△1,730	累 計 10,710
				地方債		3. 職員手当等	1,660	累 計 8,810
				-		4. 共 済 費	△450	累 計 3,730
				その他				
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6. 児童保育費	4,943,000	19,700	4,962,700	国県支出金	19,700	1. 報 酬	190	累 計 214,912
				地方債		2. 給 料	2,660	累 計 886,100
				その他		3. 職員手当等	14,060	累 計 461,510
						4. 共 済 費	2,790	累 計 217,050
7. 保育施設費	99,180	△13,000	86,180	国県支出金	△13,000	12. 委 託 料	△13,000	累 計 8,300 設計委託料
				地方債				
				その他				
計	10,639,790	110,370	10,750,160	国県支出金 60,600 地方債 その他	49,770			

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 生活支援総務費	383,290	12,390	395,680	国県支出金	12,390	1. 報 酬	200	累 計 11,240
				地方債		2. 給 料	480	累 計 48,890
				その他		3. 職員手当等	10,130	累 計 44,800
						4. 共 済 費	1,580	累 計 18,150
2. 扶 助 費	1,224,700	89,200	1,313,900	国県支出金 66,900 地方債 その他	22,300	19. 扶 助 費	89,200	生活扶助費 17,600 住宅扶助費 16,500 教育扶助費 1,000 介護扶助費 14,800 医療扶助費 39,800 出産扶助費 △600 葬祭扶助費 △200 就労自立給付金300

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
計	1,607,990	101,590	1,709,580	国県支出金 66,900 地方債 - その他 -	34,690			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 保健衛生総務費	117,030	5,490	122,520	国県支出金 - 地方債 - その他 -	5,490	1. 報 酬	110	累 計 3,577
						2. 給 料	1,450	累 計 34,130
						3. 職員手当等	2,920	累 計 23,890
						4. 共 済 費	1,010	累 計 12,160
2. 保健センター費	248,900	6,220	255,120	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,220	1. 報 酬	1,830	累 計 24,680
						2. 給 料	980	累 計 89,230
						3. 職員手当等	3,910	累 計 56,200
						4. 共 済 費	△500	累 計 30,410
5. 母子保健費	287,340	1,000	288,340	国県支出金 400 地方債 - その他 -	600	10. 需 用 費	100	累 計 3,472 消耗品費
						11. 役 務 費	20	累 計 3,476 手数料
						12. 委 託 料	720	累 計 258,176 1 か月児健康診査 委託料
						13. 使用料及び賃借料	80	累 計 938 機械器具借上料
						18. 負担金補助及び交付金	80	累 計 8,924 1 か月児健康診査 事業補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8. 環境対策費	100,240	3,300	103,540	国県支出金	3,300	2. 給 料	2,140	累 計 15,560
				地方債		3. 職員手当等	570	累 計 9,450
				その他		4. 共 済 費	590	累 計 4,980
				-				
計	2,240,670	16,010	2,256,680	国県支出金 400	15,610			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 清掃総務費	428,390	1,070	429,460	国県支出金	1,070	1. 報 酬	140	累 計 7,810
				地方債		2. 給 料	290	累 計 29,140
				その他		3. 職員手当等	480	累 計 18,510
				-		4. 共 済 費	160	累 計 9,890
2. リサイクル推進費	119,070	△3,440	115,630	国県支出金	△3,440	2. 給 料	△1,360	累 計 18,260
				地方債		3. 職員手当等	△1,360	累 計 9,820
				その他		4. 共 済 費	△720	累 計 4,910
3. 塵芥処理費	937,700	4,350	942,050	国県支出金	4,350	2. 給 料	3,140	累 計 195,870
				地方債		3. 職員手当等	680	累 計 123,970
				その他		4. 共 済 費	530	累 計 65,720
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4. 塵芥処理施設費	1,057,800	12,440	1,070,240	国県支出金	12,440	1. 報 酬	40	累 計 28,330
				地方債		2. 給 料	4,970	累 計 121,400
				その他		3. 職員手当等	4,640	累 計 84,430
						4. 共 済 費	2,790	累 計 40,880
計	2,704,850	14,420	2,719,270	国県支出金	14,420			
				地方債				
				その他				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 農業委員会費	60,680	1,670	62,350	国県支出金	1,670	2. 給 料	△1,320	累 計 18,190
				地方債		3. 職員手当等	2,990	累 計 15,230
				その他				
2. 農 業 費	164,650	8,340	172,990	国県支出金	8,340	2. 給 料	2,980	累 計 32,250
				地方債		3. 職員手当等	4,470	累 計 24,710
				その他		4. 共 済 費	890	累 計 11,320
計	250,950	10,010	260,960	国県支出金	10,010			
				地方債				
				その他				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 畜産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 畜産業費	9,190	690	9,880	国県支出金	690	2. 給料	△140	累計 2,790
				地方債		3. 職員手当等	830	累計 2,990
				その他				
計	9,190	690	9,880	国県支出金	690			
				地方債				
				その他				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土地改良総務費	58,320	6,540	64,860	国県支出金	6,540	2. 給料	220	累計 9,490
				地方債		3. 職員手当等	6,100	累計 11,580
				その他		4. 共済費	220	累計 3,730
計	540,050	6,540	546,590	国県支出金	6,540			
				地方債				
				その他				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 観光費	363,290	△8,830	354,460	国県支出金	△8,830	1. 報酬	2,260	累計 3,930
				地方債		2. 給料	△6,930	累計 37,380
				その他		3. 職員手当等	△2,310	累計 41,370
						4. 共済費	△1,850	累計 15,120

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 企業立地支援対策費	276,150	△4,530	271,620	国県支出金	△4,530	2. 給 料	△680	累 計 23,640
				- 地方債		3. 職員手当等	△3,040	累 計 15,240
				- その他		4. 共 済 費	△810	累 計 7,880
				-				
計	2,308,240	△13,360	2,294,880	国県支出金	△13,360			
				- 地方債				
				- その他				
				-				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 土木総務費	250,850	△1,030	249,820	国県支出金	△1,030	1. 報 酬	100	累 計 3,200
				- 地方債		2. 給 料	330	累 計 106,660
				- その他		3. 職員手当等	△2,210	累 計 64,190
				-		4. 共 済 費	750	累 計 36,940
計	250,850	△1,030	249,820	国県支出金	△1,030			
				- 地方債				
				- その他				
				-				

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 道路橋りょう総務費	167,290	△13,400	153,890	国県支出金	△13,400	1. 報 酬	280	累 計 8,620
				- 地方債		2. 給 料	△6,030	累 計 71,280
				- その他		3. 職員手当等	△5,450	累 計 45,570
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						4. 共 済 費	△2,200	累 計 24,050
計	1,744,980	△13,400	1,731,580	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△13,400			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川水路費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 河川水路総務費	61,740	880	62,620	国県支出金	880	1. 報 酬	100	累 計 3,200
				- 地方債		2. 給 料	△140	累 計 27,250
				- その他		3. 職員手当等	1,330	累 計 20,770
				-		4. 共 済 費	△410	累 計 9,450
3. 水路改良費	342,500	2,080	344,580	国県支出金	2,080	2. 給 料	250	累 計 22,650
				- 地方債		3. 職員手当等	1,150	累 計 15,390
				- その他		4. 共 済 費	680	累 計 7,840
計	1,094,630	2,960	1,097,590	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,960			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 都市計画総務費	437,010	44,910	481,920	国県支出金	44,910	2. 給 料	7,430	累 計 175,400
				地方債		3. 職員手当等	29,350	累 計 133,050
				その他		4. 共 済 費	8,130	累 計 66,140
				-				
3. 公共交通対策費	565,810	6,500	572,310	国県支出金	6,500	2. 給 料	410	累 計 29,960
				地方債		3. 職員手当等	5,600	累 計 21,620
				その他		4. 共 済 費	490	累 計 8,470
				-				
4. 自転車駐車場費	105,200	6,690	111,890	国県支出金	6,690	2. 給 料	3,970	累 計 13,910
				地方債		3. 職員手当等	1,230	累 計 5,260
				その他		4. 共 済 費	1,490	累 計 3,050
				-				
5. 市街地整備費	193,380	8,240	201,620	国県支出金	8,240	2. 給 料	4,460	累 計 19,440
				地方債		3. 職員手当等	2,140	累 計 12,160
				その他		4. 共 済 費	1,640	累 計 6,690
				-				
6. 駅周辺施設管理費	111,840	2,910	114,750	国県支出金	2,910	2. 給 料	1,290	累 計 13,510
				地方債		3. 職員手当等	740	累 計 8,390
				その他		4. 共 済 費	880	累 計 4,750
				-				
7. 公園管理費	547,670	15,830	563,500	国県支出金	15,830	2. 給 料	4,030	累 計 38,100
				地方債		3. 職員手当等	9,330	累 計 29,780
				その他		4. 共 済 費	2,470	累 計 14,100
				-				
8. 公園新設改良費	94,880	1,530	96,410	国県支出金	1,530	2. 給 料	170	累 計 3,070
				地方債		3. 職員手当等	1,170	累 計 3,370
				その他		4. 共 済 費	190	累 計 1,180
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9. 緑化推進費	240,570	22,440	263,010	国県支出金	22,440	2. 給 料	5,000	累 計 30,500
				地方債		3. 職員手当等	14,890	累 計 30,840
				その他		4. 共 済 費	2,550	累 計 11,050
				-				
10. 街路事業費	175,550	△10,860	164,690	国県支出金	△10,860	2. 給 料	△5,340	累 計 8,460
				地方債		3. 職員手当等	△3,400	累 計 5,870
				その他		4. 共 済 費	△2,120	累 計 2,980
				-				
計	2,530,980	98,190	2,629,170	国県支出金	98,190			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 住宅対策費	190,200	2,310	192,510	国県支出金	2,310	2. 給 料	490	累 計 18,600
				地方債		3. 職員手当等	1,560	累 計 12,090
				その他		4. 共 済 費	260	累 計 5,560
				-				
計	623,220	2,310	625,530	国県支出金	2,310			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 非常備消防費	124,550	△2,770	121,780	国県支出金	△2,770	2. 給 料	△1,210	累 計 2,910
				地方債		3. 職員手当等	△1,120	累 計 2,590
				その他		4. 共 済 費	△440	累 計 1,000
計	1,811,610	△2,770	1,808,840	国県支出金	△2,770			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 事務局費	333,660	14,380	348,040	国県支出金	14,380	2. 給 料	3,100	累 計 80,300
				地方債		3. 職員手当等	12,940	累 計 106,420
				その他		4. 共 済 費	△1,660	累 計 137,740
3. 教育振興費	248,930	△1,530	247,400	国県支出金	△1,530	2. 給 料	△3,510	累 計 51,260
				地方債		3. 職員手当等	3,350	累 計 39,820
				その他		4. 共 済 費	△1,370	累 計 19,040
5. 教育研究費	223,470	2,230	225,700	国県支出金	2,230	2. 給 料	530	累 計 35,580
				地方債		3. 職員手当等	1,310	累 計 34,220
				その他		4. 共 済 費	390	累 計 11,780
計	977,670	15,080	992,750	国県支出金	15,080			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 幼稚園費	490,300	△13,850	476,450	国県支出金	△13,850	2. 給料	△8,060	累計 222,420
				地方債		3. 職員手当等	△2,800	累計 131,150
				その他		4. 共済費	△2,990	累計 69,780
				-				
計	490,300	△13,850	476,450	国県支出金	△13,850			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 社会教育総務費	68,290	4,810	73,100	国県支出金	4,810	1. 報酬	170	累計 12,043
				地方債		2. 給料	2,970	累計 21,090
				その他		3. 職員手当等	830	累計 13,920
				-		4. 共済費	840	累計 6,970
2. 図書館費	254,360	440	254,800	国県支出金	440	1. 報酬	1,790	累計 49,374
				地方債		2. 給料	△1,340	累計 46,810
				その他		3. 職員手当等	640	累計 37,920
				-		4. 共済費	△650	累計 16,140
5. 青少年育成費	82,960	3,920	86,880	国県支出金	3,920	2. 給料	890	累計 19,130
				地方債		3. 職員手当等	2,860	累計 15,460
				その他		4. 共済費	170	累計 6,840
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7. 文化振興費	182,860	27,920	210,780	国県支出金	27,920	1. 報 酬	360	累 計 13,818
				地方債		2. 給 料	10,510	累 計 49,620
				その他		3. 職員手当等	11,750	累 計 40,930
						4. 共 済 費	5,300	累 計 17,700
8. 文化財保護・活用費	102,840	16,910	119,750	国県支出金	16,910	2. 給 料	5,980	累 計 28,920
				地方債		3. 職員手当等	7,830	累 計 23,110
				その他		4. 共 済 費	3,100	累 計 10,610
10. 守屋多々志美術館費	47,230	△1,630	45,600	国県支出金	△1,630	1. 報 酬	2,250	累 計 7,990
				地方債		2. 給 料	△2,980	累 計 9,150
				その他		3. 職員手当等	△830	累 計 5,920
						4. 共 済 費	△70	累 計 3,100
計	2,437,530	52,370	2,489,900	国県支出金	52,370			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 保健体育総務費	129,540	21,710	151,250	国県支出金	21,710	2. 給 料	7,020	累 計 39,470
				地方債		3. 職員手当等	11,820	累 計 33,160
				その他		4. 共 済 費	2,870	累 計 14,270

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4. 教育保健費	116,640	△3,080	113,560	国県支出金	△3,080	2. 給料	△1,720	累計 7,630
				地方債		3. 職員手当等	△720	累計 5,470
				その他		4. 共済費	△640	累計 2,580
				-				
5. 学校給食費	930,110	10,920	941,030	国県支出金	10,920	1. 報酬	730	累計 77,848
				地方債		2. 給料	2,920	累計 205,760
				その他		3. 職員手当等	5,230	累計 118,010
				-		4. 共済費	2,040	累計 62,410
計	1,922,920	29,550	1,952,470	国県支出金	29,550			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 13. 災害復旧費

(項) 1. 災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土木施設災害復旧費	26,000	19,000	45,000	国県支出金	9,200	12. 委託料	11,000	設計委託料
				1,200 地方債 8,600 その他 -		14. 工事請負費	8,000	累計 34,000
計	26,000	19,000	45,000	国県支出金	9,200			
				1,200 地方債 8,600 その他 -				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計		
補 正 後	長 等	人 4	千円 -	千円 41,810	千円 19,240 (4.60月分)	千円 100	千円 -	千円 61,150	千円 11,080	千円 72,230
	議 員	22	214,970	-	-	-	-	214,970	42,830	257,800
	その他	39	15,872	-	-	-	-	15,872	-	15,872
	計	65	230,842	41,810	19,240	100	-	291,992	53,910	345,902
補 正 前	長 等	4	-	41,810	18,830 (4.50月分)	100	-	60,740	10,390	71,130
	議 員	22	213,490	-	-	-	-	213,490	42,830	256,320
	その他	39	15,872	-	-	-	-	15,872	-	15,872
	計	65	229,362	41,810	18,830	100	-	290,102	53,220	343,322
比 較	長 等	0	-	0	410	0	-	410	690	1,100
	議 員	0	1,480	-	-	-	-	1,480	0	1,480
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	計	0	1,480	0	410	0	-	1,890	690	2,580

2. 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補 正 後	2,531 ^人	千円 1,325,300	千円 4,877,960	千円 3,437,740	千円 9,641,000	千円 1,850,810	千円 11,491,810
補 正 前	2,538	1,309,210	4,799,020	3,189,580	9,297,810	1,818,580	11,116,390
比 較	△ 7	16,090	78,940	248,160	343,190	32,230	375,420

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補 正 後	千円 122,380	千円 146,260	千円 61,420	千円 84,430	千円 51,140	千円 619,040	千円 6,400
	補 正 前	116,090	142,220	55,980	80,870	50,240	476,410	6,400
	比 較	6,290	4,040	5,440	3,560	900	142,630	0
	区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職手当			
	補 正 後	千円 720	千円 63,650	千円 2,124,630	千円 157,670			
	補 正 前	720	61,680	2,041,300	157,670			
	比 較	0	1,970	83,330	0			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
南こども園建設事業	1,100,000	1,100,000	年度 -	-	年度 7～9	1,100,000	国県支出金 44,400 地方債 902,500 その他 -	153,100
職業訓練センター管理委託	29,000	29,000	-	-	7～9	29,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	29,000
中学校指導用教科書等整備事業	49,500	49,500	-	-	7	49,500	国県支出金 - 地方債 - その他 -	49,500
青年の家管理委託	122,000	122,000	-	-	7～11	122,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	122,000
道路橋りょう災害復旧事業	60,000	60,000	-	-	7	60,000	国県支出金 34,800 地方債 17,400 その他 -	7,800
河川水路災害復旧事業	17,000	17,000	-	-	7	17,000	国県支出金 11,000 地方債 5,500 その他 -	500

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
2. 災 害 復 旧 債	23,500	32,100	43,427	52,027
(1) 補 助 災 害	-	600	19,927	20,527
(2) 単 独 災 害	23,500	31,500	23,500	31,500
合 計	3,466,900	3,475,500	60,643,637	60,652,237

議第66号

令和6年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)

令和6年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公設地方卸売市場管理委託	令和7年度～令和11年度	176,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支 出（見込） 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	
公設地方卸売市場管理委 託	176,000	176,000	年度 -	-	年度 7～11	176,000	事業収入 - 繰入金 176,000

議第67号

令和6年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和6年度大垣市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為について、次のものを追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本今ポンプ場スクリーン室 機械電気設備災害復旧事業	令和 7 年度	18,000 千円

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	
本 ス 機 災 今 ク 械 害 ポ リ 電 復 ン ー 気 旧 プ ン 設 事 場 室 備 業	18,000	18,000	年度 -	-	年度 7	18,000	企業債 8,400 国県補助金 9,600

議第68号

大垣市立認定こども園設置条例の制定について
大垣市立認定こども園設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立認定こども園設置条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大垣市立丸の内こども園	大垣市丸の内2丁目78番地
大垣市立ゆりかごこども園	大垣市南切石町2丁目67番地
大垣市立北こども園	大垣市室村町1丁目42番地8
大垣市立日新こども園	大垣市入方1丁目38番地
大垣市立綾里こども園	大垣市綾野5丁目87番地
大垣市立三城こども園	大垣市東町3丁目27番地1
大垣市立荒崎こども園	大垣市長松町771番地1
大垣市立赤坂こども園	大垣市赤坂新町1丁目49番地
大垣市立青墓こども園	大垣市青墓町2丁目228番地
大垣市立牧田こども園	大垣市上石津町牧田2101番地
大垣市立墨俣こども園	大垣市墨俣町上宿483番地1

(定員)

第3条 認定こども園の定員は、規則で定める。

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園児童)

第5条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どものうち、市長が適当と認める者

(入園の手續)

第6条 認定こども園に入園しようとする者の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用者負担額)

第7条 前条の規定により許可を受けた者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の市町村が定める額又は同法第28条第2項第1号の規定により控除する額(当該額について減免があったときは、その減免後の額)を納入しなければならない。

(入園の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入園させないことができる。

- (1) 伝染性疾患を有する者
- (2) 身体虚弱等のため教育又は保育に堪えない者
- (3) その他教育又は保育上支障があると認められる者

(退園)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園した者を退園させることができる。

- (1) 入園した者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 保護者がこの条例又はこれに基づく規則に従わないとき。
- (3) 保護者が認定こども園の長のする教育又は保育上の指示に従わないとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行前においても、第6条の規定による許可、第7条に規定する利用者負担額の決定及び利用者負担額の減免その他必要な行為を行う

ことができる。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3アの表6の項及び7の項中「幼保園長」を「認定こども園長」に改める。

(大垣市立幼稚園条例の一部改正)

- 4 大垣市立幼稚園条例(昭和27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立北幼保園(幼稚園部) 大垣市室村町1丁目42番地8」、「大垣市立日新幼保園(幼稚園部) 大垣市入方1丁目38番地」、「大垣市立綾里幼保園(幼稚園部) 大垣市綾野5丁目87番地」、「大垣市立三城幼保園(幼稚園部) 大垣市東町3丁目27番地1」、「大垣市立荒崎幼保園(幼稚園部) 大垣市長松町771番地1」、「大垣市立赤坂幼保園(幼稚園部) 大垣市赤坂新町1丁目49番地」及び「大垣市立青墓幼保園(幼稚園部) 大垣市青墓町2丁目228番地」を削る。

(大垣市立保育所設置条例の一部改正)

- 5 大垣市立保育所設置条例(昭和48年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立丸の内保育園 大垣市丸の内2丁目78番地」、「大垣市立ゆりかご保育園 大垣市南切石町2丁目67番地」、「大垣市立北幼保園(保育園部) 大垣市室村町1丁目42番地8」、「大垣市立日新幼保園(保育園部) 大垣市入方1丁目38番地」、「大垣市立綾里幼保園(保育園部) 大垣市綾野5丁目87番地」、「大垣市立三城幼保園(保育園部) 大垣市東町3丁目27番地1」、「大垣市立荒崎幼保園(保育園部) 大垣市長松町771番地1」、「大垣市立赤坂幼保園(保育園部) 大垣市赤坂新町1丁目49番地」、「大垣市立青墓幼保園(保育園部) 大垣市青墓町2丁目228番地」、「大垣市立牧田保育園 大垣市上石津町牧田2101番地」及び「大垣市立墨俣保育園 大垣市墨俣町上宿483番地1」を削る。

議第69号

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(大垣市功労者表彰条例の一部改正)

第1条 大垣市功労者表彰条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正
する。

第8条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大垣市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号)の一部を次の
ように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次の
ように改正する。

第24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第5項第1号中
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改
正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、
第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第5条 大垣市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年条例第15号)の一部を次の
ように改正する。

第6条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第6条 大垣市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和39年条例第36号)の一
部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例第24条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の大垣市職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に

限る。)並びに第17条第4項並びに大垣市職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第70号

大垣市監査委員条例等の一部改正について

大垣市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市監査委員条例等の一部を改正する条例
(大垣市監査委員条例の一部改正)

第1条 大垣市監査委員条例(昭和53年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(大垣市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第71号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の58.75」を「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	205,900	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	208,600	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	211,200	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	213,800	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	216,500	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	218,200	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	219,900	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	221,600	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	223,100	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	224,900	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	226,700	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	228,400	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	230,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	231,500	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	233,000	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	234,500	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	236,000	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	237,500	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	239,000	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	240,500	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	242,000	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	243,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	244,800	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	246,200	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	247,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	248,600	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	249,800	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	251,000	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	252,100	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	253,200	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	254,300	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	255,400	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	256,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	257,400	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	258,400	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	259,400	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	260,400	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	261,300	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	262,200	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	263,100	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	263,900	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	264,700	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	265,500	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	266,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

45	241,400	267,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	267,800	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,300
47	242,600	268,600	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,600
48	243,200	269,300	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	475,900
49	243,800	270,000	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,200
50	244,400	270,800	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	476,500
51	245,000	271,600	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	476,800
52	245,500	272,300	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,100
53	246,000	273,000	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	477,400
54	246,400	273,800	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	477,700
55	246,700	274,600	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,000
56	247,000	275,300	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	478,300
57	247,300	276,000	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	478,600
58	247,600	276,700	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	478,900
59	247,900	277,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	479,200
60	248,200	278,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	479,500
61	248,500	278,800	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	479,800
62	248,800	279,500	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300	480,100
63	249,100	280,200	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600	480,400
64	249,400	280,900	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900	480,700
65	249,700	281,500	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200	481,000
66	250,000	282,200	334,000	373,000	389,300	410,900	452,600	
67	250,300	282,800	334,600	373,700	389,900	411,200	452,900	
68	250,600	283,500	335,300	374,300	390,400	411,500	453,200	
69	250,900	284,100	336,100	374,600	390,800	411,700	453,500	
70	251,200	284,800	336,800	375,100	391,300	412,000	453,900	
71	251,500	285,400	337,500	375,700	391,800	412,300	454,200	
72	251,800	286,100	338,100	376,300	392,400	412,500	454,500	
73	252,100	286,700	338,600	376,600	392,700	412,700	454,800	
74	252,400	287,400	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	288,000	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	288,500	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	289,000	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	289,600	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	290,100	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	290,700	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	291,200	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	291,700	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	292,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	292,900	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	293,400	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	293,900	344,500	383,300	396,500	416,000		
87	256,300	294,300	344,900	383,700	396,800	416,300		
88	256,600	294,600	345,300	384,100	397,000	416,500		
89	256,900	294,800	345,600	384,500	397,200	416,700		
90	257,200	295,100	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	295,300	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	295,600	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	295,800	347,000	386,100	398,200			
94		296,000	347,400		398,500			

	95		296,300	347,800		398,800			
	96		296,500	348,200		399,000			
	97		296,800	348,400		399,200			
	98		297,100	348,800		399,500			
	99		297,400	349,200		399,800			
	100		297,700	349,500		400,000			
	101		298,000	349,800		400,200			
	102		298,300	350,200					
	103		298,600	350,600					
	104		299,000	351,000					
	105		299,200	351,500					
	106		299,400	351,900					
	107		299,700	352,300					
	108		300,100	352,700					
	109		300,300	353,200					
	110		300,600	353,600					
	111		301,000	353,900					
	112		301,400	354,200					
	113		301,600	354,700					
	114		301,900						
	115		302,200						
	116		302,500						
	117		302,700						
	118		303,000						
	119		303,300						
	120		303,600						
	121		303,800						
	122		304,200						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	207,500	238,800	241,000	284,100
	2	167,700	209,000	240,300	242,300	285,800
	3	168,800	210,500	241,800	243,500	287,600
	4	169,900	212,000	243,300	244,800	289,400
	5	171,200	213,500	244,600	246,100	291,100
	6	172,400	215,400	245,400	247,300	292,900
	7	173,600	217,300	246,200	248,600	294,700
	8	174,800	219,200	246,900	249,900	296,500
	9	175,800	221,000	247,600	251,200	298,300
	10	177,000	222,700	248,700	252,400	300,100
	11	178,300	224,400	249,700	253,700	301,700
	12	179,500	226,100	250,700	255,000	303,300
	13	180,600	227,700	251,700	256,300	304,500
	14	181,800	228,500	252,900	257,500	305,500
	15	183,100	229,300	254,000	258,800	306,400
	16	184,400	230,100	255,000	260,100	307,200
	17	185,700	230,800	256,100	261,400	308,100
	18	187,400	231,600	257,100	262,600	309,500
	19	189,100	232,400	258,000	263,900	310,800
	20	190,800	233,200	258,500	265,200	312,000
	21	192,500	234,000	259,100	266,400	313,000
	22	194,200	234,700	259,500	267,700	314,200
	23	195,800	235,400	259,900	269,000	315,400
	24	197,400	236,100	260,400	270,300	316,500
	25	199,000	236,800	260,900	271,600	317,600
	26	200,500	237,400	261,400	272,900	318,700
	27	202,000	238,000	261,900	274,200	319,800
	28	203,500	238,600	262,500	275,500	320,900
	29	205,000	239,200	263,300	276,800	321,900
	30	206,500	239,800	263,900	277,800	323,000
	31	208,000	240,400	264,500	278,800	324,100
	32	209,500	240,900	265,300	279,700	325,200
	33	211,000	241,400	266,100	280,400	326,200
	34	212,400	241,900	266,800	281,100	327,300
	35	213,800	242,400	267,400	281,800	328,400
	36	215,200	242,900	268,200	282,500	329,400
	37	216,600	243,400	269,000	283,100	330,400
	38	217,700	243,900	269,700	283,700	331,400
	39	218,800	244,300	270,400	284,300	332,400
	40	219,900	244,800	271,100	284,900	333,400
	41	220,900	245,400	271,800	285,500	334,400
	42	221,800	245,900	272,500	286,100	335,300
	43	222,700	246,400	273,200	286,700	336,400
	44	223,600	246,800	273,900	287,200	337,400
	45	224,500	247,200	274,600	287,700	338,400

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	225, 300	247, 700	275, 300	288, 200	339, 400
47	226, 100	248, 200	275, 900	288, 700	340, 400
48	226, 900	248, 600	276, 500	289, 100	341, 300
49	227, 700	249, 000	277, 000	289, 500	342, 200
50	228, 400	249, 500	277, 500	289, 900	343, 100
51	229, 100	250, 000	278, 000	290, 300	344, 000
52	229, 800	250, 400	278, 500	290, 700	344, 900
53	230, 500	250, 800	279, 000	291, 100	345, 800
54	231, 100	251, 300	279, 500	291, 500	346, 800
55	231, 700	251, 800	280, 000	291, 900	347, 800
56	232, 300	252, 200	280, 400	292, 300	348, 700
57	233, 000	252, 600	280, 800	292, 700	349, 600
58	233, 500	253, 000	281, 300	293, 100	350, 500
59	234, 000	253, 400	281, 700	293, 500	351, 400
60	234, 500	253, 800	282, 200	293, 900	352, 200
61	235, 000	254, 200	282, 600	294, 300	353, 000
62	235, 400	254, 600	283, 100	294, 800	353, 800
63	235, 800	255, 000	283, 600	295, 300	354, 600
64	236, 200	255, 400	284, 100	295, 800	355, 300
65	236, 600	255, 800	284, 600	296, 300	356, 000
66	236, 900	256, 200	285, 200	296, 800	356, 800
67	237, 200	256, 600	285, 800	297, 300	357, 600
68	237, 500	257, 000	286, 400	297, 800	358, 200
69	237, 800	257, 300	287, 000	298, 300	358, 900
70	238, 100	257, 700	287, 600	299, 000	359, 500
71	238, 400	258, 100	288, 200	299, 600	360, 200
72	238, 700	258, 400	288, 800	300, 300	360, 900
73	238, 900	258, 700	289, 300	300, 900	361, 500
74	239, 200	259, 100	289, 800	301, 500	362, 000
75	239, 500	259, 500	290, 300	302, 100	362, 500
76	239, 700	259, 800	290, 800	302, 600	363, 000
77	239, 900	260, 100	291, 300	303, 100	363, 400
78	240, 200	260, 400	291, 800	303, 700	363, 900
79	240, 500	260, 700	292, 200	304, 300	364, 400
80	240, 700	260, 900	292, 600	304, 900	364, 900
81	240, 900	261, 100	293, 000	305, 500	365, 300
82	241, 200	261, 400	293, 400	306, 200	365, 800
83	241, 500	261, 700	293, 800	306, 900	366, 300
84	241, 700	261, 900	294, 200	307, 600	366, 800
85	241, 900	262, 100	294, 600	308, 200	367, 200
86	242, 200	262, 400	295, 000	308, 900	367, 700
87	242, 500	262, 700	295, 400	309, 600	368, 200
88	242, 700	262, 900	295, 900	310, 200	368, 700
89	242, 900	263, 100	296, 200	310, 800	369, 100
90	243, 200	263, 400	296, 700	311, 500	369, 600
91	243, 500	263, 700	297, 200	312, 200	370, 100
92	243, 700	263, 900	297, 700	312, 800	370, 600
93	243, 900	264, 100	298, 000	313, 300	371, 000
94	244, 200	264, 400	298, 500	313, 800	
95	244, 500	264, 700	299, 000	314, 400	

	96	244, 700	264, 900	299, 300	315, 000	
	97	244, 900	265, 100	299, 700	315, 600	
	98	245, 200	265, 300	300, 200	316, 000	
	99	245, 400	265, 600	300, 700	316, 500	
	100	245, 700	265, 900	301, 200	317, 000	
	101	245, 900	266, 100	301, 500	317, 300	
	102	246, 100	266, 300	301, 900		
	103	246, 400	266, 600	302, 400		
	104	246, 700	266, 800	302, 900		
	105	246, 900	267, 100	303, 300		
	106	247, 200	267, 400	303, 700		
	107	247, 500	267, 700	304, 000		
	108	247, 700	267, 900	304, 300		
	109	247, 900	268, 100	304, 600		
	110	248, 200	268, 400	305, 000		
	111	248, 500	268, 600	305, 300		
	112	248, 700	268, 900	305, 700		
	113	248, 900	269, 100	306, 000		
	114	249, 200	269, 300	306, 400		
	115	249, 500	269, 600	306, 800		
	116	249, 700	269, 900	307, 100		
	117	249, 900	270, 100	307, 300		
	118	250, 200	270, 300	307, 600		
	119	250, 500	270, 600	307, 900		
	120	250, 700	270, 800	308, 100		
	121	250, 900	271, 100	308, 300		
	122		271, 400	308, 600		
	123		271, 700	308, 900		
	124		271, 900	309, 100		
	125		272, 100	309, 300		
	126		272, 400	309, 600		
	127		272, 600	309, 900		
	128		272, 800	310, 100		
	129		273, 100	310, 300		
	130		273, 400	310, 600		
	131		273, 700	310, 900		
	132		273, 900	311, 100		
	133		274, 100	311, 300		
	134		274, 300			
	135		274, 600			
	136		274, 900			
	137		275, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	

	50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100	
	51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000	
	52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900	
	53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700	
	54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600	
	55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500	
	56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400	
	57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300	
	58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200	
	59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100	
	60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800	
	61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700	
	62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600	
	63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500	
	64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400	
	65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300	
	66		476, 900	528, 700	580, 200	
	67		477, 500	529, 400	581, 100	
	68		478, 100	530, 300	582, 000	
	69		478, 400	531, 200	582, 900	
	70		479, 000	532, 000	583, 800	
	71		479, 700	532, 900	584, 700	
	72		480, 400	533, 800	585, 600	
	73		480, 800	534, 600	586, 500	
	74		481, 400	535, 500	587, 400	
	75		482, 100	536, 400	588, 300	
	76		482, 800	537, 100	589, 200	
	77		483, 200	537, 900	590, 100	
	78		483, 800	538, 800	591, 000	
	79		484, 400	539, 700	591, 900	
	80		484, 900	540, 600	592, 800	
	81		485, 400	541, 400	593, 700	
	82		485, 900	542, 300	594, 600	
	83		486, 400	543, 200	595, 500	
	84		486, 900	544, 100	596, 400	
	85		487, 300	544, 900	597, 300	
	86		487, 800	545, 800	598, 200	
	87		488, 200	546, 700	599, 100	
	88		488, 700	547, 600	600, 000	
	89		489, 200	548, 400	600, 900	
	90		489, 800			
	91		490, 400			
	92		490, 800			
	93		491, 300			
	94		491, 900			
	95		492, 500			
	96		493, 000			
	97		493, 500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500	
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900	
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200	
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500	
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900	
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200	
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500	
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800	
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600		
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900		
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200		
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400		
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700		
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000		
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300		
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500		
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800		
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100		
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400		
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600		
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200	411, 900		
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800	412, 200		
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400	412, 500		
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800	412, 700		
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300	413, 000		
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800	413, 300		
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300	413, 600		
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900	413, 800		
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400	414, 100		
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000	414, 400		
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600	414, 600		
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100	414, 900		
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600			
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100			
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600			
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900			
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400			
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800			
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200			
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600			
86		294, 100	330, 400	351, 200				
87		294, 300	330, 600	351, 500				
88		294, 500	330, 900	351, 800				
89		294, 900	331, 300	352, 200				
90		295, 100	331, 700	352, 500				
91		295, 300	332, 000	352, 800				
92		295, 500	332, 300	353, 100				
93		295, 900	332, 600	353, 500				
94		296, 100	332, 800	353, 800				
95		296, 300	333, 200	354, 100				

	96		296,600	333,500	354,400				
	97		296,900	333,700	354,700				
	98		297,100	334,000	355,100				
	99		297,300	334,300	355,500				
	100		297,600	334,600	355,900				
	101		297,900	334,800	356,400				
	102		298,100	335,100	356,800				
	103		298,300	335,400	357,200				
	104		298,600	335,600	357,600				
	105		298,900	335,800	358,100				
	106			336,000					
	107			336,400					
	108			336,600					
	109			336,800					
	110			337,200					
	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
	94	290,200	320,400	353,500	371,500			
	95	290,800	321,100	354,100	371,900			

96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200			
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800			
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300			
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800			
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300			
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900			
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400			
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900			
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300			
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900			
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400			
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900			
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400			
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000			
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400			
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900			
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400			
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000			
114	298, 600	329, 800	362, 600	381, 500			
115	298, 900	330, 100	363, 100	382, 000			
116	299, 100	330, 400	363, 500	382, 500			
117	299, 400	330, 600	363, 900	383, 100			
118	299, 700	330, 900	364, 300				
119	300, 000	331, 200	364, 800				
120	300, 300	331, 400	365, 300				
121	300, 600	331, 600	365, 700				
122	301, 000	331, 900	366, 200				
123	301, 300	332, 200	366, 700				
124	301, 600	332, 500	367, 200				
125	301, 800	332, 700	367, 500				
126	302, 000	333, 000	368, 000				
127	302, 300	333, 400	368, 500				
128	302, 700	333, 600	369, 000				
129	302, 900	333, 800	369, 400				
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					

	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を削り、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合においては100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合においては100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第8条第2項中「100分の170」と」の次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改め、「、100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を削る。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の230」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の230」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第6項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大

垣市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)
の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5」に、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加える。

- 6 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「、6月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を削る。

議第72号

大垣市立幼稚園条例の一部改正について

大垣市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立幼稚園条例の一部を改正する条例

大垣市立幼稚園条例(昭和27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立西幼稚園 大垣市久瀬川町6丁目110番地」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第73号

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金の利率は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 保証人がある場合 無利子

(2) 保証人がない場合 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、年1パーセント

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議第74号

大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。)」を加え、「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ」を「同イ」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 前条の規定に該当する地域包括支援センターが担当する区域を含む区域における省令第140条の66第1号ロ後段の規定の適用については、同ロ後段中「2人」とあるのは、「2人(大垣市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第5号)第3条の規定の適用を受ける地域包括支援センターについては、2人に、同条の規定によりおおむね6,000人以上の部分につき置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を加えた人数)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第75号

大垣市都市公園条例の一部改正について

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例

大垣市都市公園条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

中野公園	大垣市中野町地内
------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第76号

負担付きの寄附の受納について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の規定に基づき、次のとおり負担付きの寄附を受納するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 寄附物件

種 別	構造・数量等	建設予定地
屋内多目的運動施設	鉄骨造平屋建 延べ面積 約1,150㎡	大垣市新田町1丁目7番地
その他附属施設	駐車場、植栽等 一式	

2 寄附者

大垣市田口町1番地セイノーホールディングス株式会社内

公益財団法人田口福寿会

会長 田口 義隆

3 寄附の目的

市の体育施設の用に供するため

4 寄附の条件

- (1) 市は、寄附物件を地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として設置し、体育施設の用に供すること。
- (2) 市は、前号の規定により設置した公の施設の利用可能時間のおおむね4割を上限として、寄附者が指定する団体等(大垣ミナモソフトボールクラブ等)のうち、市が適当と認める団体等に優先的に利用させること。
- (3) 市は、前号に規定する団体等による寄附物件利用に係る一切の使用料等を免除すること。
- (4) 市が前3号の条件を履行しないときは、寄附者は寄附に係る契約を解除することができること。

議第77号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市青年の家
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市見取町1丁目13番地1
特定非営利活動法人大垣市レクリエーション協会
会長 安田 和夫
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第78号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市職業訓練センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市西大外羽1丁目226番地1

職業訓練法人大垣地域職業訓練協会

理事長 山田 育夫

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第79号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市公設地方卸売市場

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市古宮町161番地

大垣水産青果株式会社

代表取締役 才門 勉

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第80号

証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、令和7年3月31日をもって、大垣市と岐阜市ほか18市町との間の証明書の交付等の事務委託を次のとおり廃止するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 事務委託を廃止する市町

岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、海津市、本巣市、瑞穂市、山県市

2 規約の廃止

岐阜市と大垣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約

次に掲げる規約は、廃止する。

- (1) 岐阜市と大垣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (2) 大垣市と羽島市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (3) 大垣市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (4) 大垣市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (5) 大垣市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (6) 大垣市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (7) 大垣市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (8) 大垣市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)
- (9) 大垣市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成12年告示第21号)

- (10) 大垣市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年告示第21号）
- (11) 大垣市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年告示第21号）
- (12) 大垣市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年告示第6号）
- (13) 大垣市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年告示第21号）
- (14) 大垣市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年告示第21号）
- (15) 大垣市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年告示第21号）
- (16) 大垣市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年告示第43号）
- (17) 大垣市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成16年告示第8号）
- (18) 大垣市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年告示第62号の2）
- (19) 大垣市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年告示第47号）

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第81号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

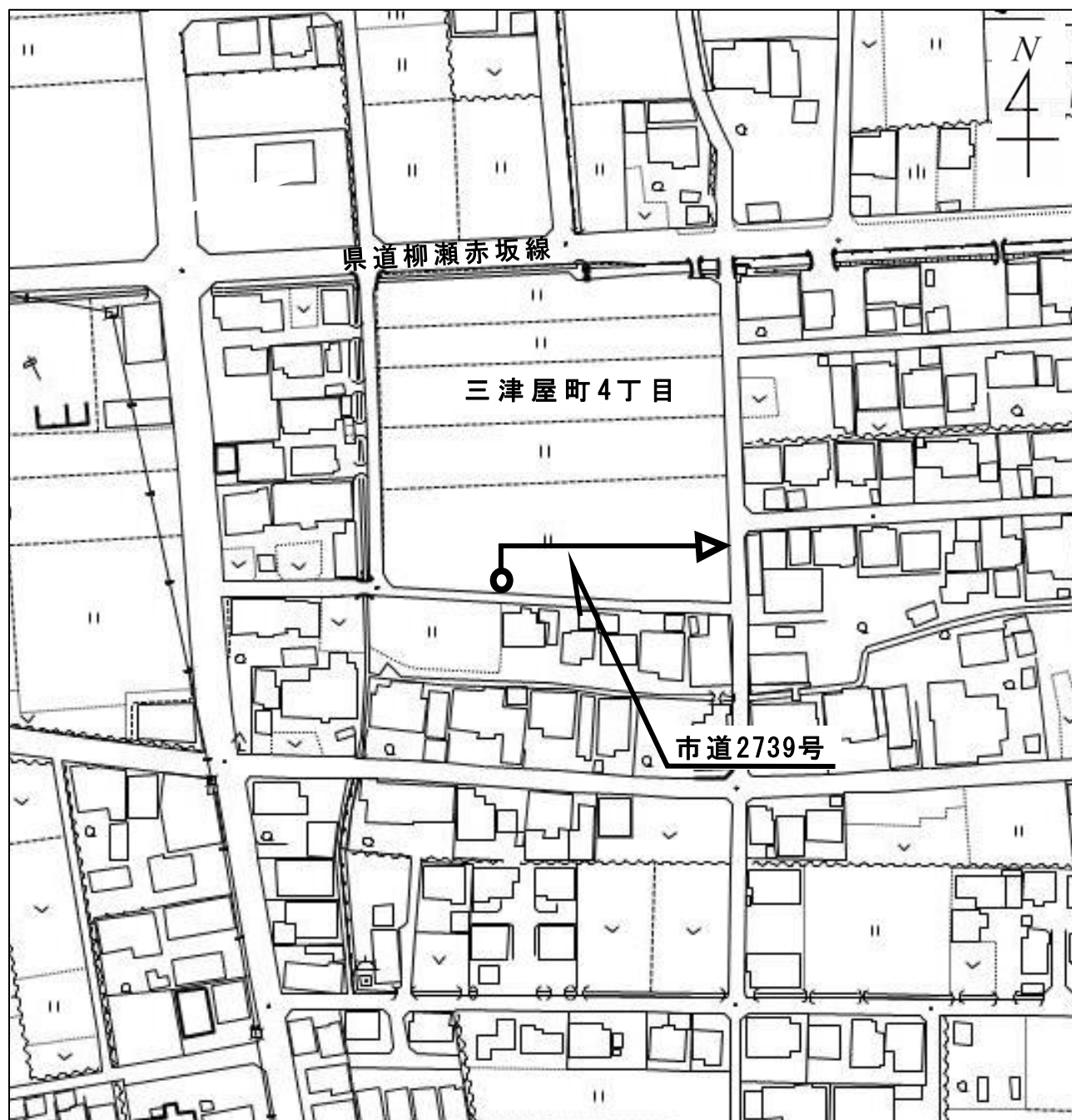
令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

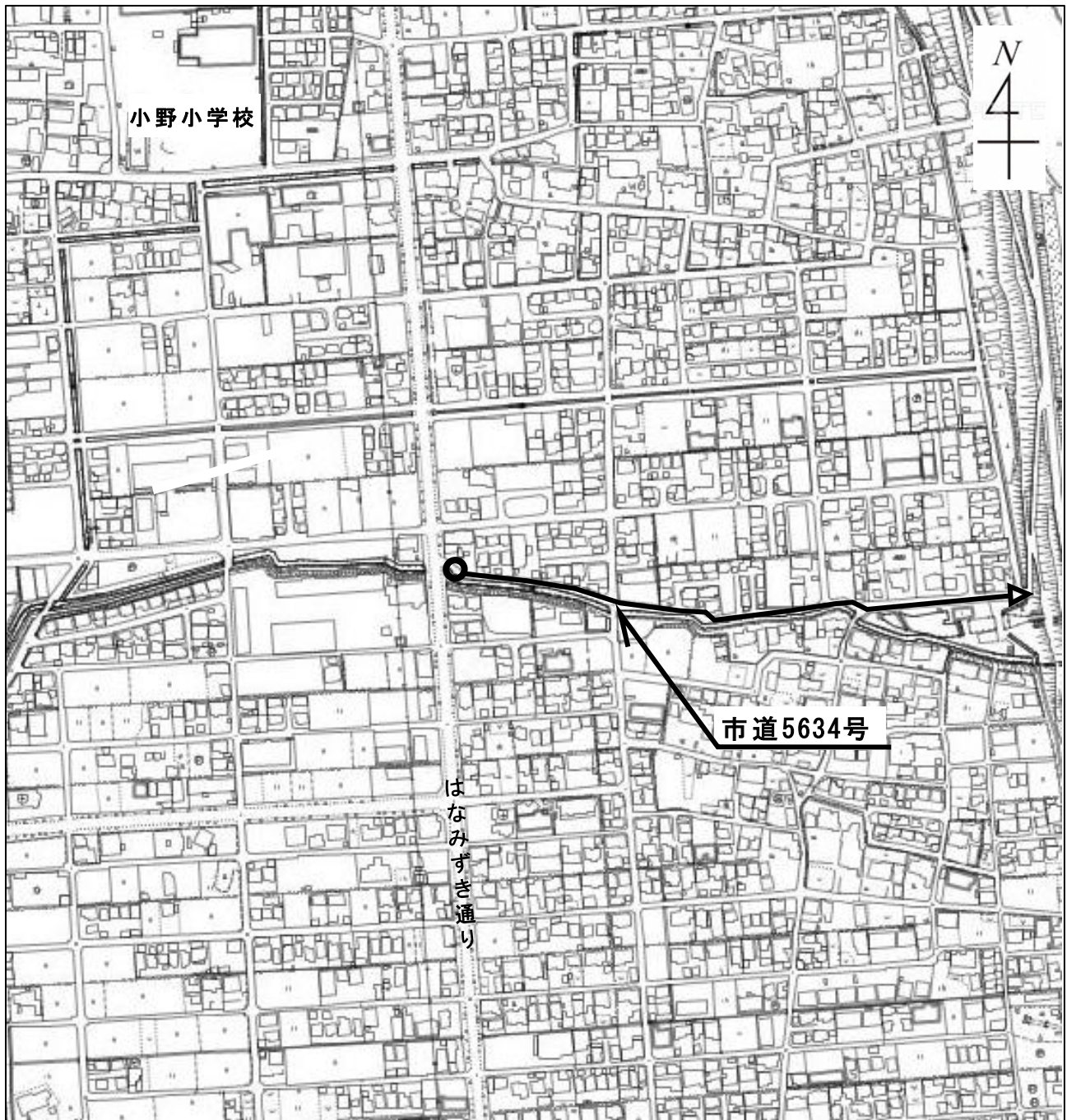
市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
2739	三津屋24号線	大垣市三津屋町4丁目65番11	地先から		
		大垣市三津屋町4丁目65番8	地先まで		
5634	東35号線	大垣市東町2丁目126番1	地先から		
		大垣市東町2丁目163番1	地先まで		

大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第82号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

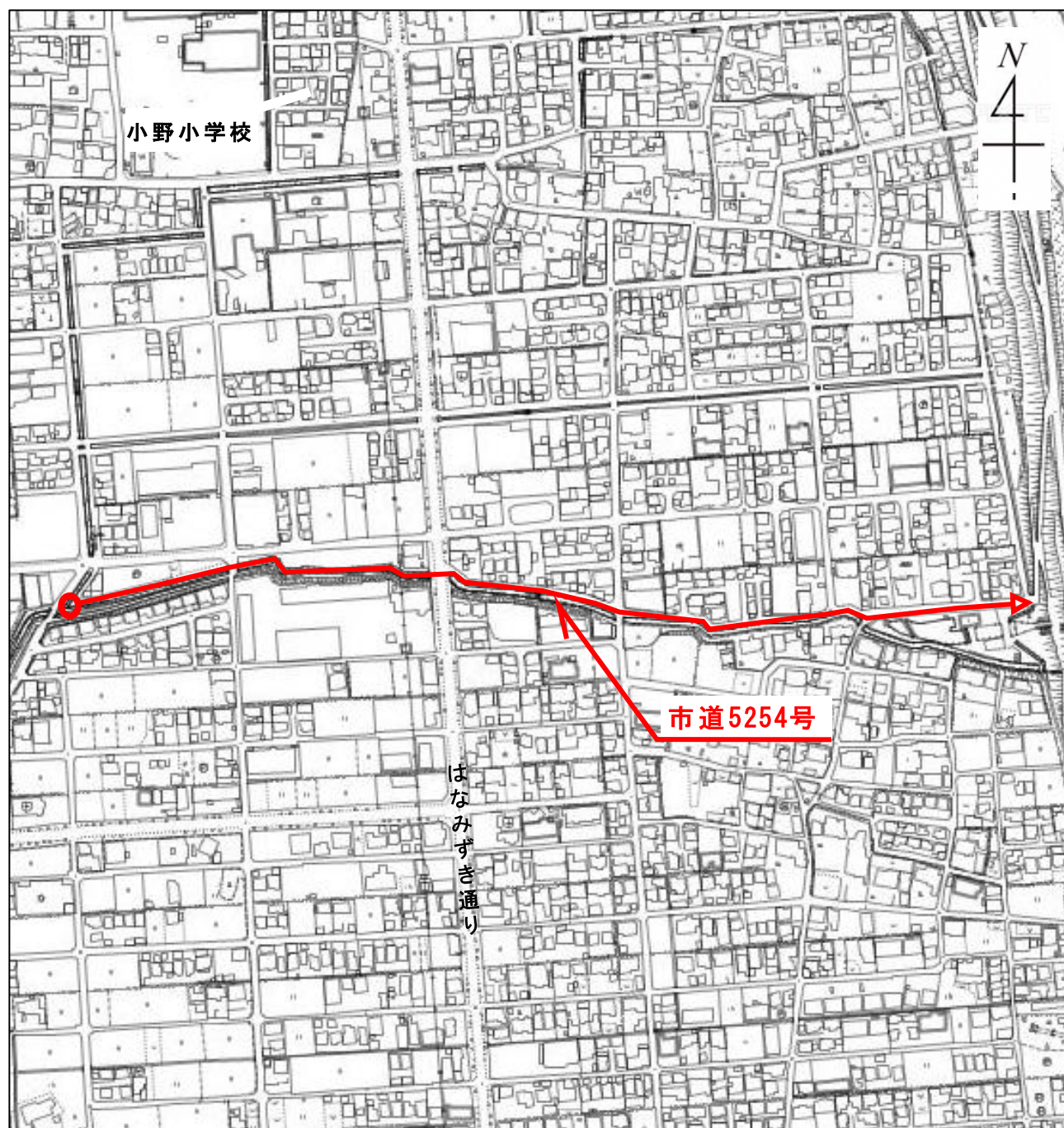
令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

市道路線廃止調書

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
		終 点		
5254	波須東1号線	大垣市波須3丁目1番1 地先から		
		大垣市東町2丁目163番1 地先まで		

大垣市道路線廃止位置図



報第13号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第4号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,759,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月24日 専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20. 繰越金		2,040,000	2,500	2,042,500
	1. 繰越金	2,040,000	2,500	2,042,500
22. 市債		3,443,400	23,500	3,466,900
	1. 市債	3,443,400	23,500	3,466,900
歳 入 合 計		65,733,000	26,000	65,759,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 災害復旧費		-	26,000	26,000
	1. 災害復旧費	-	26,000	26,000
歳 出 合 計		65,733,000	26,000	65,759,000

「第13款 予備費」を「第14款 予備費」に改める。

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業小口資金災害特例利子補給	令和7年度～令和17年度	4,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	23,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	2,040,000	2,500	2,042,500	1. 繰 越 金	2,500	
計	2,040,000	2,500	2,042,500			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10. 災害復旧債	-	23,500	23,500	1. 災害復旧債	23,500	土木施設災害復旧事業債
計	3,443,400	23,500	3,466,900			

2 歳 出

(款) 13. 災害復旧費

(項) 1. 災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 土木施設災害復旧費	-	26,000	26,000	国県支出金 - 地方債 23,500 その他 -	2,500	14. 工事請負費	26,000	
計	-	26,000	26,000	国県支出金 - 地方債 23,500 その他 -	2,500			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
中小企業小口資金災害特 例利子補給	4,000	4,000	年度		年度		国県支出金	4,000
			-	-	7～17	4,000	-	
							地方債	
							-	
							その他	
							-	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
2. 災 害 復 旧 債	-	23,500	19,927	43,427
(2) 単 独 災 害	-	23,500	-	23,500
合 計	3,443,400	3,466,900	60,620,137	60,643,637

報第14号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第5号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,810,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日 専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 県 支 出 金		4,686,990	49,800	4,736,790
	3. 委 託 金	378,798	49,800	428,598
20. 繰 越 金		2,042,500	1,200	2,043,700
	1. 繰 越 金	2,042,500	1,200	2,043,700
歳 入 合 計		65,759,000	51,000	65,810,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,146,250	51,000	7,197,250
	5. 選 挙 費	79,300	51,000	130,300
歳 出 合 計		65,759,000	51,000	65,810,000

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	321,157	49,800	370,957	3. 選 挙 費	49,800	累 計 衆議院議員選挙費
計	378,798	49,800	428,598			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	2,042,500	1,200	2,043,700	1. 繰 越 金	1,200	
計	2,042,500	1,200	2,043,700			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 5. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4. 衆議院議員 選挙費	-	51,000	51,000	国県支出金 49,800 地方債 - その他 -	1,200	1. 報 酬	6,790	投票管理者報酬 外 2,980 会計年度任用職員 報酬 3,810
						3. 職員手当 等	19,320	時間外勤務手当 19,220 管理職員特別勤務 手当 100
						7. 報 償 費	89	報償金
						8. 旅 費	150	費用弁償
						10. 需 用 費	2,399	消耗品費 735 燃料費 53 食糧費 9 印刷製本費 1,152 修繕料 450
						11. 役 務 費	6,935	通信運搬費 6,299 広告料 33 手数料 603
						12. 委 託 料	11,251	ポスター掲示場設 置等委託料 6,200 名簿作成等電算処 理委託料 外 5,051
						13. 使用料及 び賃借料	1,566	施設借上料 外
						17. 備品購入 費	2,500	器具購入費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
計	79,300	51,000	130,300	国県支出金 49,800 地方債 - その他 -	1,200			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計		
補 正 後	長 等	人 4	千円 -	千円 41,810	千円 18,830 (4.50月分)	千円 100	千円 -	千円 60,740	千円 10,390	千円 71,130
	議 員	22	213,490	-	-	-	-	213,490	42,830	256,320
	その他	39	15,872	-	-	-	-	15,872	-	15,872
	計	65	229,362	41,810	18,830	100	-	290,102	53,220	343,322
補 正 前	長 等	4	-	41,810	18,830 (4.50月分)	100	-	60,740	10,390	71,130
	議 員	22	213,490	-	-	-	-	213,490	42,830	256,320
	その他	39	15,832	-	-	-	-	15,832	-	15,832
	計	65	229,322	41,810	18,830	100	-	290,062	53,220	343,282
比 較	長 等	0	-	0	0	0	-	0	0	0
	議 員	0	0	-	-	-	-	0	0	0
	その他	0	40	-	-	-	-	40	-	40
	計	0	40	0	0	0	-	40	0	40

2. 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補 正 後	2,538 ^人	千円 1,309,210	千円 4,799,020	千円 3,189,580	千円 9,297,810	千円 1,818,580	千円 11,116,390
補 正 前	2,478	1,305,400	4,799,020	3,170,260	9,274,680	1,818,580	11,093,260
比 較	60	3,810	0	19,320	23,130	0	23,130

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補 正 後	千円 116,090	千円 142,220	千円 55,980	千円 80,870	千円 50,240	千円 476,410	千円 6,400
	補 正 前	116,090	142,220	55,980	80,870	50,240	457,190	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	19,220	0
	区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職手当			
	補 正 後	千円 720	千円 61,680	千円 2,041,300	千円 157,670			
	補 正 前	620	61,680	2,041,300	157,670			
	比 較	100	0	0	0			

報第15号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第12号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月1日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 3万4,980円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年8月21日午後4時頃、大垣市馬の瀬町1500番1地先において、相手方が運転する自動車が堤防道路から市道に進入した際、堤防道路から視認できない繁茂した草に接触し、相手方自動車に損害を与えた。 |

報第16号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年12月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第14号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 9万7,034円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和5年8月14日午前6時30分頃、大垣市荒尾町1820番1地先において、道路の一部陥没により、同地先を歩行中の相手方に損害を与えた。 |